

大田区におけるいじめ重大事態の調査結果の公表に関するガイドライン

第1 はじめに

このガイドラインは、大田区（以下「区」という。）の区立学校において、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号。以下「法」という。）第28条第1項に定める重大事態が発生し、大田区いじめ防止対策推進条例（令和3年条例第18号）第15条第3項に基づき調査委員会に転用される大田区いじめ問題対策委員会（以下「調査委員会」という。）が調査を行った場合において、「いじめ重大事態の調査に関するガイドライン」（文部科学省平成29年3月。以下「文科省ガイドライン」という。）に則り、当該調査結果を公表するに当たり、必要な事項を定めるものとする。

第2 調査結果の公表

1 公表の意義・目的

調査結果の公表（開示請求等がなくとも一般に閲覧できる状況を作成すること）については、法令上の規定はなく、文科省ガイドラインで公表が望ましいこと、公表する場合の方法等の確認が示されているにとどまる。

区としては、いじめの事実解明のみならず、同種の事案の再発防止や学校及び教育委員会の対応の検証を調査の重要な目的に位置付けていることに鑑み、公表することには以下の意義・目的があると考えます。

- ・ 当該事案への憶測などを減じさせ、社会全体でいじめの問題を考えていく契機とする。
- ・ 区全体で再発防止を含むいじめ防止対策や児童生徒（以下「児童等」という。）の健全育成活動を促進する。
- ・ 学校及び教育委員会が当事者として厳しく事実に向き合い、いじめ防止対策や教育活動を見直した上で、児童等の育成を第一義とした公正なかつ適切ないじめ防止体制を構築し、教育活動・教育行政の推進を図る。
- ・ 区民目線に立った開かれた学校づくりを促進し、学校・家庭・地域が各々の役割を再認識し、かつ協働して、いじめ防止に向けた風通しの良い教育環境を創りあげる。
- ・ 対策委員会の公正性・中立性を担保し、調査結果の信頼性を保つ。

2 公表することによる弊害

(1) 調査への重大な影響

調査結果の全てを公表することとした場合、当該事案の事実関係を解明するために聴き取り等をする児童等、保護者及び教職員等（以下「調査対象者」という。）に以下のような反応が引き起こされ、調査に重大な影響が生じることが懸念される。

- ① 調査対象者において供述者が自己であることの発覚を懸念して防衛機制が働き、事情聴取等への協力的な態度や回答内容が変遷するなど、真実の把握が難しくなることが考えられる。
- ② 各関係機関（児童相談所、警察、相談機関、医療機関及び他の教育機関等）において関係当事者との関係性や自らの事業執行への影響を懸念し、十分な回答が得られなくなるおそれがある。

(2) 公表による関係当事者への影響

いじめは社会的に関心の高い事象であり、特に重大な結果が生じたような事案については、マスコミによる報道がなされたり、時には事実に基づかない根拠のない噂がインターネットやSNS上で拡散されたりすることに鑑みると、公表することにより、以下のような関係当事者への影響が懸念される。

- ① 一定の範囲で学校情報や生活情報を共有する同じ学校の保護者や地域住民等が閲覧することで、関係当事者の個人が特定されたり、日頃の人間関係の状況や内心を知られたりすることになり、関係当事者の学校や地域での生活に支障が生じる。
- ② 人間関係の詳細や言動の様子、争いや対立の実情が明確になることによって、関係当事者と周囲の児童等・保護者等との関係に影響が出て、被害児童等の登校再開や立ち直り、加害児童等の反省や更生、当事者間の関係修復等に支障が生じるなど、児童等の成長が阻害される。
- ③ いじめの要因に被害児童等及び関係児童等の病気や特性、家庭内の人間関係や経済的事情等が密接に絡んでおり、調査報告書にも記載されている場合、プライバシーに関わる内容が晒されかねない。
- ④ インターネット上での情報拡散とさらなる投稿・転載が繰り返される状況が起これば、興味本位な書き込みや誹謗中傷による重篤な人権侵害と関係児童等の成長を阻害する状況が生じかねない。

3 公表の在り方

上記1のとおり、再発防止等の観点からは、調査結果を公表することに極めて有益な意義・目的がある。一方で、調査結果は、児童等の人間関係から生じたいじめ事案に関するものである。そこには、区民である児童等の人間関係や好悪の感情、児童等の発達状況や行動傾向、深刻な心身への被害とその心情など、個人生活や人格にかかわる情報があふれており、保護者の情報も併せて、極めて重要な個人情報と将来の生活や成長に係る情報が含まれている。このような調査結果の内容を公表することの弊害が極めて大きいことも、看過されてはならない。

そして、上記2にもあるとおり、情報を公表しすぎることによる弊害は、児童等の成長を阻害する危険性を多分に孕んでいる。公表に当たっては、学校現場及び教育行政の透明性を担保して同種事案の再発防止を図るという公表の意義と公表することの弊害のバランスをとって、これらを極力損なわないようにする必要がある。その弊害を上回る公益が確保・促進されるという条件下において行われるべきである。

したがって、公表は、調査への影響が重大なものとならないようにするとともに、関係当事者に不利益が及ばないよう配慮を尽くした上で行う必要があり、関係する全ての児童等の人格を傷つけたり、その健やかな成長を阻害したりしないような範囲・方法で行われなければならない。

4 公表するか否かの判断

原則として、いじめの重大事態の調査結果については公表するものとするが、以下のとおり、公表の意義・目的、事案の内容・重大性及び公表した場合の弊害を総合的に考慮し、例外的に公表すべきでない判断する場合もありうる。その判断の指針は以下のとおりとする。

(1) 公表することが望ましい事案

上記1(1)及び(2)の公表の意義・目的に鑑みると、以下の場合には、広く社会全体で共有し、再発防止のために取り組むべき必要性が高いものとして公表することが望ましい。

- ・ いじめの結果が、自死又はこれに準ずるような重篤な事態となったもの。
- ・ 認定された加害行為が集団によるものや継続的なものなど、悪質性が

高く特に重大なもの。

- ・ いじめの背景に、社会全体で取り組むべき事情が認められるもの。

(2) 公表すべき必要性が低い事案

一方で、以下のような事案では、公表の意義・目的に資する実益が公表による弊害より劣ると考えられ、公表すべき必要性が低いと考えられることから、個別事案の特性に照らし、公表の可否を判断することとする。

- ・ 「重大事態の疑い」があるとして調査をしたが、事実が認められなかったもの。
- ・ いじめの背景が、当事者間の認識のすれ違いなど、学校内の指導・支援で解決可能なもの。
- ・ 調査過程で明らかになったいじめの要因に、要配慮情報等の極めて重要な個人情報が含まれるもの。
- ・ 不登校につながっているいじめ事案において、不登校の背景としていじめ以外の主な要因があると認められたもの。

第3 調査結果の公表の仕方及び公表内容について

1 公表方法

公表については、①調査報告書そのもの（大田区情報公開条例に準じ、一部非開示とする）を公表する方法と、②再発防止のため、区民・社会の適切な議論を期待していくという公表の目的に合致した公表版を作成して公表する方法が考えられるが、上記公表の在り方（第2の3）に鑑み、教育委員会が公表の目的に合わせて公表版を作成し、同公表版を対策委員会に報告・諮問した上で、期間を1年とし、区のホームページ上に公開する。

2 公表の手順

公表する際の具体的な手順は以下のとおりとする。

(1) 調査開始時

被害者側及び調査対象者に対し、本ガイドラインを示し、区の公表に関する方針を説明する。

(2) 公表する場合の関係者の意向確認

ア 被害者側

被害者側の意向を踏まえて、公表の内容を精査・限定するが、被害者

側が公開を希望しない場合には公表しない。

イ 他の関係児童等

公表の目的を十分に説明して理解を得るよう努めるものとする。公表によって、学校等による加害児童等の指導等の妨げにならないよう留意する。また、保護者だけでなく、児童等本人にも十分な説明をした上で、公表についての意向を確認し、尊重する。

ウ 意向確認のための期間

速やかな公表が求められることから、調査報告書の提出から概ね2週間程度を目途として、被害者側の同意や関係者の理解を得るよう、丁寧な説明を行う。

(3) 公表版の作成及び諮問

公表による弊害を最小化するとともに、再発防止という公表の目的に適うよう教育委員会が上記(2)を踏まえて公表する内容を精査・限定して作成した公表版を対策委員会に報告し、公表版としての適正性につき諮問する。

(4) 公表

公表は、上記(3)の諮問を経た公表版により行うこととする。